

総務省における情報バリアフリー化の推進について

総務省情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室 地 上 放 送 課

総務省では、年齢・身体的な条件等によるICTの利用機会及び利用能力の格差（デジタル・ディバイド）を是正し、高齢者や障害者等を含めた誰もがICTの恩恵を享受できるようにするため、情報バリアフリー環境の整備に向けて以下の取組等を推進しています。

1 助成制度

（1）デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援

平成9年度から、高齢者・障害者のための通信・放送サービスの充実に向けた研究開発を行う者に対し、研究開発に必要な経費の一部を助成しており、令和元年度からの5年間では、延べ18件の助成（総額約1.6億円）を行っています。

（2）身体障害者向け通信・放送役務の提供等の推進

平成13年度から、国立研究開発法人情報通信研究機構を通じて、身体障害者のための通信・放送サービスの開発又は提供を行う者に対して必要な経費の一部を助成しており、令和元年度からの5年間では、延べ25件の助成（総額約1.8億円）を行っています。

（3）字幕番組、解説番組、手話番組等の制作促進

字幕番組、解説番組、手話番組等の制作促進のため、当該番組を制作する者及び生放送番組に字幕付与する設備の整備を行う者に対して必要な経費の一部を助成しており、令和6年度は、民間放送事業者等131者に対して助成（総額約5.9億円）を行っています。

2 ガイドライン等

（1）国・地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティの確保

総務省では、国・地方公共団体等の公的機関のウェブコンテンツ（ホームページ等）が、障害者や高齢者を含め、誰でも円滑に利用できるものとなるよう、公的機関がウェブアクセシビリティ確保に取り組む際のガイドラインである「みんなの公共サイト運用ガイドライン」、ホームページのアクセシビリティチェックツールである「m i C h e c k e r」（エムアイチェックカー）等を提供しています。

令和5年度は、公的機関におけるウェブアクセシビリティ確保の取組状況に関するアンケート調査、公的機関ホームページのJIS対応状況調査、全国5か所での公的機関向け講習会を実施したほか、みんなの公共サイト運用ガイドラインの改訂を実施しました。

令和6年度においても引き続きウェブアクセシビリティの確保・維持・向上のための取組を推進しております。

（2）視聴覚障害者等向け放送の普及促進

総務省では、平成30年2月に令和9年度までの普及目標を定める「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を策定し、放送事業者の取組を促しております。本指針は5年後を目途に見直しを行うこととしており、令和4年11月より「視聴覚障害者等向け放送の充実に関する研究会」を開催して、本指針の見直しに向けて検討を行ってまいりました。令和5年8月に本研究会において報告書が取りまとめられたことを受け、この報告書及び研究会の議論を踏まえた指針の改正案を公表し、意見募集を経て、令和5年10月に新たな指針を公表しました。

新たな指針では、視聴者の生命・安全に関係する情報をチャイム音とともに緊急・臨時に文字スーパーとして送出する場合、できる限り読み上げる等により音声で伝えるよう努めるものとする旨の追記、手話放送におけるNHK（総合）の数値目標の拡大、大規模災害発生時等に手話通訳者が同席する会見等を中継する場合、できる限り手話を映り込ませるよう努めるものとする旨の追記などの改正を行いました。

その他、手話放送については、テレビジョン放送に対応できる専門性の高い手話通訳人材の育成を支援するため、平成30年度より手話通訳研修を年2回開催しており、令和6年度においても引き続き実施するとともに、これまでの研修で積み重ねてきた手話通訳の表現技術などに関するマニュアル集を作成する予定です。

(3) 「情報アクセシビリティ好事業例2023」の公表

総務省では、国民全般に広くアクセシビリティに配慮した製品を知っていただくこと、情報アクセシビリティに特に配慮している企業等やその取組を奨励することを主な目的として、令和5年度からの新たな取組として、情報アクセシビリティに優れたＩＣＴ機器・サービスを募集し、審査の結果、24件の製品・サービスを「情報アクセシビリティ好事業例2023」として公表しました。

情報アクセシビリティに配慮したＩＣＴ機器・サービスやそれに関わる企業等の前向きな取組を広く周知することにより、障害当事者を含む多様な者がデジタル活用の利便性を享受し、豊かな人生を送ることができる社会の実現に資することから、引き続き、情報アクセシビリティ自己評価様式の活用促進など、企業等における情報アクセシビリティへの取組を促進して参ります。

令和6年度特別支援教育関係予算の概要

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

1. 要 旨

障害のある児童生徒等の自立と社会参加を目指し、インクルーシブ教育システムの理念の充実など、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

2. 内 容

R6 予算額（前年度予算額）

(1) 医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆医療的ケア看護職員の配置（拡充）

4,037 百万円（3,318 百万円）

医療的ケア看護職員の配置（校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む）を支援（配置人数の拡充に加え、人材確保のための単価引き上げへの対応を行うなど支援を強化（3,740 人→4,550 人分（+810 人））

◆学校における医療的ケア実施体制の充実（新規）

32 百万円（新規）

①医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究

保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施

②医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究

安定的な人材確保等に向け、これまでの配置の考え方を整理しつつ、配置方法等に関する調査研究を実施

(2) ICT を活用した障害のある児童生徒等への支援

◆ICT を活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

100 百万円（127 百万円）

①ICT 端末における著作教科書活用促進事業（新規）

文部科学省著作教科書（特別支援学校用）と連動したデジタル教材（動画資料等）を作成し、障害の特性に応じた ICT 端末の効果的な活用の在り方について研究を実施

②企業等と連携した ICT 人材育成のための指導の在り方に関する調査研究

企業等と連携して、将来の職業生活において求められる ICT 活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究を実施

③病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究

病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を行い、効果的な方法等について調査・分析を実施

◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト（拡充）

269 百万円（263 百万円）

発達障害や視覚障害等のある児童生徒の教育環境整備のため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進等の調査研究等を実施

(3) 特別支援教育の支援体制等の充実に資する施策

◆発達障害のある児童生徒等に対する支援事業等

50 百万円（61 百万円）

効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業を実施

◆難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業

19 百万円（19 百万円）

特別支援学校（難聴障害）を中心とした、難聴児に対する教育相談等の早期支援の充実に向けた体制構築の推進を実施

◆切れ目ない支援体制整備、外部専門家の配置

150 百万円（180 百万円）

自治体等の体制整備のスタートアップ、外部専門家の配置を支援

その他、入出力支援装置の更新、特別支援教育就学奨励費、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金等を計上

高齢者雇用対策の概要

人生100年時代を迎える中で、意欲のある高齢者が年齢にかかわりなく働き続けることのできる生涯現役社会の構築が必要。このため、企業における希望者全員の65歳までの雇用確保の仕組みが整備された中で、高齢者雇用安定法により企業における安定した雇用・就業の確保、中高年齢者等の再就職支援及び地域における多様な雇用・就業機会の確保を図る。

企業における安定した雇用・就業の確保

- 60歳未満の定年禁止
- 65歳までの雇用確保措置（義務）
① 65歳までの定年引き上げ／② 定年制の廃止／③ 65歳までの継続雇用制度（再雇用制度等）の導入
- 70歳までの就業確保措置（努力義務）
① 70歳までの定年引き上げ／② 定年制の廃止／③ 70歳までの継続雇用制度の導入（他の事業主によるものを含む）／④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入／⑤ 70歳まで継続的に社会貢献活動に従事できる相談・援助の実施及び65歳以上の年齢までの定年引上げ・希望者全員を66歳以上の年齢までの継続雇用延長を行う事業主や、高齢者にとつて働きやすい環境の整備を行う事業主等に対する「65歳超雇用推進助成金」の支給

中高年齢者等の再就職支援

- 65歳以上の高齢者に対する再就職支援を重点的に行う「生涯現役支援窓口」をハローワークに設置

地域における多様な雇用・就業機会の確保

- 地方自治体が中心となつた協議会の提案により、多様な就業機会の創出や地域の関係機関のネットワーク形成を通じた持続可能なモデルづくりを行う「生涯現役地域づくり環境整備事業」を実施
- 臨時の・短期的な雇業を希望する高齢者に就業機会を提供する「シルバーパートナーハウス」を設置

最近の障害者雇用対策について

厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課

令和5年6月1日時点の障害者雇用状況の集計結果では、実雇用率が2.33%と12年連続で過去最高を更新し、また初めて実雇用率が報告時点の法定雇用率（令和5年は2.3%）を上回ったほか、雇用障害者数は64.2万人と20年連続で過去最高を更新するなど、一層進展しています。

他方、今後更なる障害者雇用の進展を図る上では、雇用率の達成を促進していくのみならず、雇用の質の向上にも目を向けていくことが重要です。「障害者雇用促進法」では、社会連帯の理念の下、障害者雇用義務制度とあいまって、障害のある人の雇用に伴う経済的負担を調整するため、事業主の共同拠出による障害者雇用納付金制度が設けられているところ、雇用の質の観点を踏まえた改正が令和4年12月に行われました。

本改正により、令和6年4月から一定の数を超えて障害のある人を雇用している場合に、その超過分に応じて事業主に支給する障害者雇用調整金等を減額し、雇用の質を高める観点から、雇入れや雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助の支援（障害者雇用相談援助事業）の創設、加齢に伴い職場への適応が困難となった障害のある人への雇用継続の支援を行う場合の拡充等の見直しを行いました。加えて、週の所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者の方について、実雇用率に特例的に算定されるようになりました。雇用の質の向上の取組に加え、多様な就労ニーズを踏まえた働き方を推進してまいります。

こうしたなか、令和6年4月には民間企業の障害者雇用率が2.5%となり、令和8年7月から2.7%と更に引き上げられます。国等の公的機関についても同様に、令和6年4月から2.8%となり、令和8年7月から3.0%に引き上げられます。今後の障害者雇用率の更なる引上げに向けて、ハローワークにおける支援や助成金等を通じ、障害者の方一人ひとりが、その障害特性や希望に応じて能力を有効に発揮できる就職の実現や、雇用後においても能力等を発揮し活躍できる環境の整備に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

【令和6年4月の助成金拡充等について】

新設納付金助成金の設定及び既存納付金助成金の拡充について

助成金等	支援内容・拡充内容
障害者雇用相談援助助成金	障害者の新たな雇入れや雇用の継続が図られるよう、中小企業等に対して必要な一連の雇用管理に関する相談援助の事業を行う者への助成を実施。 【中小・除外率設定事業主に上乗せ】
中高年齢等障害者の職場適応措置 〔障害者介助等助成金、職場適応援助者助成金、障害者作業施設設置等助成金〕	加齢により職場への適応が困難となった障害者の雇用継続が図られるよう、事業主が行う①職務の転換のための能力開発、②業務の遂行に必要な者の配置又は委嘱、③業務の遂行に必要な施設の設置等への助成を実施。 【中小・多数雇用事業主に上乗せ】
障害者介助等助成金	事業主が行う①障害者の雇用管理のために必要な専門職の配置や委嘱、②障害者の職業能力の開発及び向上のために必要な業務を専門に担当する者の配置又は委嘱、③障害者の介助の業務等を行う者の職業能力の開発及び向上への助成を新たに実施。
職場適応援助者助成金	ジョブコーチ助成金について、助成単価や一日当たりの支給上限、事業主の利用回数の改善を行う。
全助成金共通	① 助成対象者に、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（週の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）を加える。 ② 雇入れ時だけではなく、雇用されてから一定期間を超える場合であっても、職務内容の変更（労働条件の変更を伴うもの）等があった場合には、認定申請できる（要件を満たせば支給される）ことを明記する。 ③ 企業からのヒアリングで、個別に要望のあった事項（支給期間の延長など）を改善する。
障害者作業施設設置等助成金	企業からのヒアリングで、個別に要望のあった事項（個々の機器、設備等に十分な助成額を支給して欲しい）を改善する。

【納付金助成金の全体像】

納付金制度に基づく障害者雇用関係助成金

障害者が作業を容易に行えるような施設の設置等を行った場合の助成措置
○ 障害者作業施設設置等助成金 障害者が作業を容易に行えるよう配慮された作業施設等の設置・整備・賃借を行う事業主に対して、費用の2/3を助成（上限額：450万円/人※作業施設）
○ 障害者福祉施設設置等助成金 障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設等の福利厚生施設の設置・整備を行う事業主に対して、費用の1/3を助成（上限額：225万円/人）
○ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者を多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主であって、これらの障害者のために事業施設等の設置・整備を行うものに対して、費用の2/3を助成（上限額：5千万円）
障害者を介助する者の配置等を行った場合の助成措置
○ 障害者介助等助成金 障害特性に応じた雇用管理のために必要な介助者等を配置又は委嘱、職場復帰のための職場適応措置を行う事業主に対して助成 ・ 職場介助者の配置又は委嘱（費用の3/4助成、上限額：配置 月15万/人 委嘱 1万/回 支給期間：原則10年間） ・ 手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱（費用の3/4助成、上限額：配置 月15万/人 委嘱 1万/回 支給期間：10年間） ・ 職場支援員の委嘱（上限額：月額4万円、支給期間：2年間） 等
職場適応援助者による支援を行った場合の助成措置
○ 職場適応援助者助成金 雇入れ後の職場適応を図るための職場適応援助者による専門的な支援を行う事業主に対して助成 ・ 訪問型職場適応援助者による支援（1日4時間以上1.8万円、支給期間：最長1年8ヶ月間） ・ 企業在籍型職場適応援助者による初回の支援（障害者1人につき8万円/月、支給期間：最長6ヶ月間） 等
通勤の配慮を行った場合の助成措置
○ 重度障害者等通勤対策助成金 障害者の通勤を容易にするための措置を行う事業主・団体に対して、費用の3/4を助成 ・ 通勤援助者の委嘱（上限額：1回2千円及び交通費計3万円、支給期間：3月間） ・ 駐車場の賃借（上限額：障害者1人につき月5万円、支給期間：10年間） 等
障害者の雇入れ等に必要な一連の雇用管理に関する援助を行った場合の助成措置
○ 障害者雇用相談援助助成金 障害者の雇い入れ及びその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する援助の事業を行う事業者に対して助成（80万/回、雇用継続10万/人）
障害者に対する能力開発訓練事業を行った場合の助成措置
○ 障害者能力開発助成金 障害者の能力開発のため、一定の教育訓練を継続的に実施する施設の設置・運営を行う事業主等に対して、設置・運営に要する経費の3/4を助成

「令和6年度介護報酬改定の概要」
福祉用具貸与及び特定福祉用具販売について

厚生労働省老健局 高齢者支援課

令和6年4月1日に、1. 地域包括ケアシステムの深化・推進 2. 自立支援・重度化防止に向けた対応 3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり 4. 制度の安定性・持続可能性の確保 5. その他 を基本的な視点として介護報酬改定が実施された。

ここでは、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の見直し部分について概要を紹介します。

○モニタリングについて(実施時期の明確化と結果の記録及び介護支援専門員への交付)

モニタリングを適切に実施し、サービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期が追加となります。福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成することになります。また福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、その記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者（介護支援専門員）に交付することも義務付けとなります。

○選択制について（一部種目・種類における貸与と販売の選択制の導入）

利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の用具について貸与と販売の選択制を導入します。

1) 対象とする種目・種類

- ・固定用スロープ、歩行器（歩行車は除く）、単点杖（松葉杖を除く）、多点杖。

2) 対象者の判断と判断体制・プロセス

- ・利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択することとし、その際に、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、医学的所見等やサービス担当者会議等による多職種連携で得た判断のもと、貸与又は販売について十分な説明と提案を行うこととします。

3) 福祉用具専門相談員における選択制の貸与又は販売後のメンテナンス等のあり方

- ・貸与にて利用開始した場合は、少なくとも「6ヶ月以内に一度」モニタリングを行い、対象福祉用具の必要性を確認することとし、その後は必要に応じてモニタリングを実施します。
- ・福祉用具を販売した場合は、福祉用具販売計画における目標の達成状況を確認することとします。なお、目標の達成状況の確認方法は、訪問に限っておりません。また福祉用具販売事業所は、販売時に利用者等に、商品不具合時の連絡先を情報提供するとともに、保証期間を超えて利用者等からの要請に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めます。

今回の改正によって、選定提案時のアセスメントやモニタリング時の協議など、福祉用具利用の安全性やサービスの質の向上、給付の適正化に繋がるように継続的に経過を確認して行く予定としております。

高齢者・障害者支援分野における最近の標準化について

経済産業省 産業技術環境局 国際標準課

高齢者・障害者支援分野においては、これまでにも様々な規格が制定されてきましたが、世界的なリサイクル潮流の中、本分野においても、新たな動きが生じつつあります。例えば、2024年3月にJIS S 0261（尿吸收製品用リサイクルパルプ）を制定しました。高齢化の進展に伴い需要が拡大している紙おむつは、使用後、そのほとんどが焼却処理されています。そのような中、資源循環型社会の実現に向け、紙おむつに使用される吸水性パルプのマテリアルリサイクルの普及拡大が期待されています。しかしながら、使用済み紙おむつから得られた材料を再利用するには、排泄物に含まれる成分が除去されているかの確認など、再生材の衛生性・安全性を客観的に示すことが課題となっていました。このような背景から、リサイクル素材を共通の指標で判定することが可能となるよう、リサイクルパルプの品質とその試験方法を規定したJISを制定しました。

JIS S 0261の主なポイントは以下の通りです。

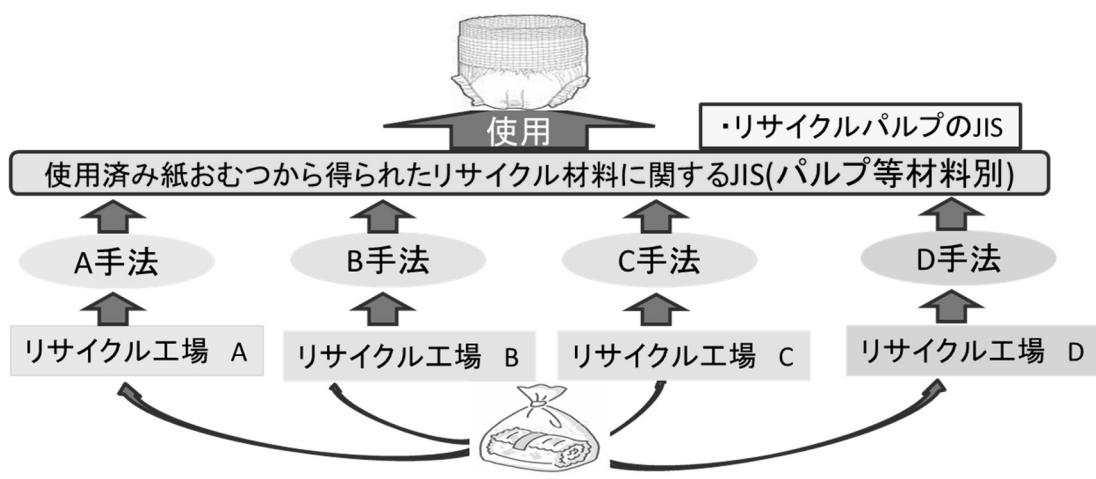
(1) 原材料

リサイクルパルプは、使用済み紙おむつを再生処理し、異物、細菌、重金属などを取り除いたものと規定しました。

(2) 品質を示す項目（①蛍光、②重金属、③大腸菌及び一般細菌の除去指標 等）とその試験方法

①リサイクルパルプを白く見せる目的で蛍光増白剤を添加することを防ぐため、蛍光が認められないこと、②排泄物由来、リサイクル工程由来の重金属が入らないようにすること、③排泄物中に多量に存在する大腸菌が検出されないとともに一般細菌数も指標とすること（試験時の検体1g当たり1,000個を超えないこと）等を規定しました。

また、排泄物由来の汚れを全て特定するのは難しいことから、排泄物由来の物質が排除されているかを確認するための指標として、未使用のパルプには存在しないタンパク質やアンモニアの残存を確認すること等を規定し、衛生性・安全性を示す項目を明確にしました。



様々なリサイクル手法から得られた材料の品質と試験法のJIS活用イメージ図

提供：(一社)日本衛生材料工業連合会

JIS S 0261の制定により、リサイクルパルプの品質や安全性が客観的に担保されることで、今後、様々な手法での紙おむつのリサイクル推進やリサイクルによるパルプの有効利用促進が期待されます。

「経済産業省の福祉用具施策について」

経済産業省 商務・サービスグループ
医療・福祉機器産業室

我が国の高齢化率は年々上昇しており、令和32年には65歳以上人口比率は40%近くになることが見込まれています。日本は世界に先駆けて超高齢社会を迎えた課題先進国として、社会福祉に関する様々課題に取り組んでまいりました。高齢者の自立支援促進や介護人材不足等の課題解決に向けた取り組みは、近年ますますその重要性及び必要性が高まっています。

経済産業省では、福祉用具の開発に関しては、平成5年から新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「課題解決型福祉用具実用化開発支援事業」を通じて、高齢者や障がい者の自立や社会参画の促進、介護者の生産性向上や負担の軽減につながる福祉用具の研究開発支援を行い、130件以上の福祉用具が実用化されました。令和4年度からは内閣府が司令塔となって省庁横断的に実施する「日本版SBIR（Small Business Innovation Research）制度」の研究開発課題の一つに組み込まれ、スタートアップ等の研究開発支援を行っています。

さらに、介護分野においては、経済産業省では、介護現場の課題を解決するロボット介護機器の開発支援についても日本医療研究開発機構（AMED）を通じて行っています。近年では、技術進展が進むICT技術を活用した機器開発も行われており、特に見守りや介護業務支援の分野では様々な機器が開発され、従来人手に委ねられていた介護状態の観察や記録、申し送り、介護請求等の平準化・効率化が可能となり、機器の導入によって介護現場の生産性向上や介護者の負担軽減につながっている事例もみられます。本年度の介護報酬改定においては、介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援する「生産性向上推進体制加算」が新設されました。こうした流れによりロボット介護機器の活用の場は増え、より一層の普及拡大につながると見込まれます。

現在、介護現場のニーズに即した機器の開発や導入を進めるため、厚生労働省とともに「ロボット技術の介護利用における重点分野」を定めていますが、AIやICTなどの技術を活用した新たな機器の開発や導入が進んでいることを踏まえて、令和4年度から重点分野の改訂に向けた検討を進めてまいりました。新規分野の追加や現行定義文の見直しについて検討を進めており、令和7年度から運用を目指しています。今まさに、改訂に向けた最終局面であり、改訂に向けた検討を加速してまいります。

さらに、今後の介護ロボットの普及のためには、介護事業者等の皆様に機器理解を促進いただくことで適切な機器選択に繋がると感じております。こうした要素の一つとして、効果の見える化が重要であると考えております。上記の重点分野の調査に際して、ロボット介護機器の開発及び導入等におけるエビデンスの必要性や重要性についても同時に議論を行いました。ロボット介護機器を利用する介護事業者、高齢者本人・家族がそれぞれの環境・事情に沿った適切な機器を選定することは、ケアの質の向上、業務負担の軽減に繋がることが見込まれます。機器そのものの効果や導入後の効果の見える化、つまりエビデンスの収集に向け、ロボット介護機器による効果の定量的な評価手法や指標の確立に向けて取組を進めてまいります。

経済産業省としては、変化する介護現場のニーズや企業等の開発・普及課題等を把握するため、介護業界やメーカー等との対話を重要視し、さまざまな声を施策検討につなげ、引き続き安全な福祉用具・ロボット介護機器の開発や普及を通して、福祉用具産業の更なる発展を目指していきたいと考えています。

公共交通機関におけるバリアフリー化の状況について

(公共交通事業者等からの移動等円滑化取組・実績等報告書の集計結果概要 (令和4年度末))

国土交通省 総合政策局 バリアフリー政策課

公共交通機関の旅客施設・車両等のバリアフリー化の実績について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)第9条の5及び第53条に基づく公共交通事業者等から提出された移動等円滑化取組報告書又は移動等円滑化実績等報告書の集計結果(令和5年3月31日現在)をとりまとめ、令和5年12月に公表いたしましたので、そのポイントを以下に示すとともに、概要を別紙のとおり紹介いたします。

公共交通機関のバリアフリー化については、令和3年度より、令和7年度までのバリアフリー基本方針に基づく整備目標の達成に向けて着実に整備を進めております。

国土交通省としましては、引き続きバリアフリー化の実現のための取組を推進してまいります。

公共交通機関におけるバリアフリー化の進捗状況〈ポイント〉

➤ 旅客施設 (※)

・段差の解消	<u>93.5%</u>
・視覚障害者誘導用ブロックの設置	<u>44.6%</u>
・案内設備の設置	<u>77.0%</u>
・障害者用トイレの設置	<u>92.1%</u>
・鉄軌道駅のホームドア又は可動式ホーム柵の設置	
全鉄軌道駅	<u>2,484 番線</u>
1日当たり平均利用者数10万人以上の鉄軌道駅	<u>493 番線</u>

➤ 車両等

・鉄軌道車両	<u>56.9%</u>
・ノンステップバス	<u>68.0%</u>
・リフト付きバス等	<u>6.5%</u>
・空港アクセスバス	<u>40.1%</u>
・貸切バス	<u>1,157 台</u>
・福祉タクシー(UDタクシーを含む)	<u>45,311 台</u>
うち、UDタクシー	<u>別紙参照</u>
・旅客船	<u>56.1%</u>
・航空機	<u>100%</u>

※ 「鉄軌道駅」及び「バスターミナル」については、1日平均利用者数が3,000人以上の旅客施設及び2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である旅客施設、「旅客船ターミナル」及び「航空旅客ターミナル」については、1日平均利用者数が2,000人以上の旅客施設。また、旅客施設の各項目の実績値については、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和等により旅客施設の利用者数が増加し、集計対象となる旅客施設数が前年度より増加した影響を受けている。

公共交通事業者等からの移動等円滑化取組報告書又は移動等円滑化実績等報告書の集計結果概要
(令和5年3月31日現在)

別紙

本資料は、令和3年度からのバリアフリー基本方針に基づく整備目標に合わせて令和4年度末の実績値の集計を行ったものである。なお、実績値については、令和2年4月に施行された「公共交通移動等円滑化基準」をもって適合率を判断している。

なお、移動等円滑化基準に適合している旅客施設数は前年度より概ね増加しているが、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和等により旅客施設の利用者数が増加し、集計対象となる総施設数が前年度より増加した影響を受け、一部の項目において総施設数に対する適合施設数の割合が前年度より減少している。

○ 旅客施設

〈段差の解消〉 ^{※1}		旅客施設全体 … 93.5% (R3年度末 93.7%)						
(目標値:100%/R7年度末)	総施設数 ^{※2}	移動等円滑化基準(段差の解消)に適合している旅客施設数		総施設数に対する割合			対前年度増減	
		R3年度末	R4年度末	R3年度末	R4年度末	R3年度末	R4年度末	
鉄軌道駅	3,348	3,460	3,135	3,237	93.6%	93.6%	0.0	
バスターミナル	42	44	39	41	92.9%	93.2%	0.3	
旅客船ターミナル	9	15	9	14	100.0%	93.3%	-6.7	
航空旅客ターミナル	27	42	27	39	100.0%	92.9%	-7.1	
〈視覚障害者誘導用ブロックの設置〉 ^{※3}		旅客施設全体 … 44.6% (R3年度末 42.7% ^{※7})						
(目標値:100%/R7年度末)	総施設数 ^{※2}	移動等円滑化基準(誘導用ブロックの設置)に適合している旅客施設数		総施設数に対する割合			対前年度増減	
		R3年度末	R4年度末	R3年度末	R4年度末	R3年度末	R4年度末	
鉄軌道駅	3,348	3,460	1,393	1,499	41.6%	43.3%	1.7	
バスターミナル ^{※7}	42	44	36	38	85.7%	86.4%	0.7	
旅客船ターミナル ^{※7}	9	15	8	10	88.9%	66.7%	-22.2	
航空旅客ターミナル	27	42	27	41	100.0%	97.6%	-2.4	
〈案内設備の設置〉 ^{※4}		旅客施設全体 … 77.0% (R3年度末 76.9%)						
(目標値:100%/R7年度末)	総施設数 ^{※2}	移動等円滑化基準(案内設備の設置)に適合している旅客施設数		総施設数に対する割合			対前年度増減	
		R3年度末	R4年度末	R3年度末	R4年度末	R3年度末	R4年度末	
鉄軌道駅	3,348	3,460	2,569	2,662	76.7%	76.9%	0.2	
バスターミナル	42	44	32	34	76.2%	77.3%	1.1	
旅客船ターミナル	9	15	8	8	88.9%	53.3%	-35.6	
航空旅客ターミナル	27	42	27	39	100.0%	92.9%	-7.1	
〈障害者用トイレの設置〉 ^{※5}		旅客施設全体 … 92.1% (R3年度末 91.8%)						
(目標値:100%/R7年度末)	総施設数 ^{※6}	移動等円滑化基準(障害者用トイレの設置)に適合している旅客施設数		総施設数に対する割合			対前年度増減	
		R3年度末	R4年度末	R3年度末	R4年度末	R3年度末	R4年度末	
鉄軌道駅	3,161	3,249	2,906	2,996	91.9%	92.2%	0.3	
バスターミナル	33	35	23	25	69.7%	71.4%	1.7	
旅客船ターミナル	9	13	8	11	88.9%	84.6%	-4.3	
航空旅客ターミナル	27	42	27	42	100.0%	100.0%	0.0	

※1 「段差の解消」については、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第4条(移動経路の幅、傾斜路、エレベーター、エスカレーター等が対象)への適合をもって算定。

※2 総施設数については、「鉄軌道駅」及び「バスターミナル」は平均利用者数が3,000人/日以上及び基本構想における重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者数が2,000人/日以上3,000人/日未満の施設を計上。「旅客船ターミナル」及び「航空旅客ターミナル」は平均利用者数が2,000人/日以上の施設を計上。

※3 「視覚障害者誘導用ブロックの設置」については、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第9条への適合をもって算定。

※4 「案内設備の設置」については、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第10条～12条への適合をもって算定。

※5 「障害者用トイレの設置」については、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第13条～15条への適合をもって算定。

※6 総施設数については、「鉄軌道駅」及び「バスターミナル」は平均利用者数が3,000人/日以上及び基本構想における重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者数が2,000人/日以上3,000人/日未満の施設のうち便所を設置している施設を計上。「旅客船ターミナル」及び「航空旅客ターミナル」は平均利用者数が2,000人/日以上の施設のうち便所を設置している施設を計上。

※7 バスターミナル及び旅客船ターミナルの令和3年度末実績値については、再集計の結果、過去に公表した数値から修正している。これに伴い、旅客施設全体の令和3年度末実績値についても修正している。

〈鉄軌道駅のホームドア又は可動式ホーム柵の設置〉

	総番線数	設置番線数		設置番線数 対前年度増減
		R3年度末	R4年度末	
全鉄軌道駅におけるホームドア又は可動式ホーム柵の設置 (目標値:3,000番線/R7年度末)	19,841	19,919	2,337	2,484
1日当たりの平均的な利用者数が10万人以上の鉄軌道駅におけるホームドア又は可動式ホーム柵の設置 (目標値:800番線/R7年度末)	911	1,056	406	493
				87

○ 車両等^{※1}

	車両等の総数		移動等円滑化基準に適合している車両等の数		車両等の総数に対する割合		
	R3年度末	R4年度末	R3年度末	R4年度末	R3年度末	R4年度末	対前年度増減
鉄軌道車両 ^{※2} (目標値:約70%/R7年度末)	52,535	52,150	28,289	29,699	53.8%	56.9%	3.1
ノンステップバス(適用除外認定車両を除く) (目標値:約80%/R7年度末)	45,496	44,282	29,779	30,117	65.5%	68.0%	2.5
リフト付きバス等(適用除外認定車両) (目標値:約25%/R7年度末)	10,961	10,192	661	664	6.0%	6.5%	0.5
空港アクセスバス ^{※3} (目標値:約50%/R7年度末)	165	172	62	69	37.6%	40.1%	2.5
貸切バス (目標値:約2,100台/R7年度末)	—	—	1,157	1,157	—	—	—
福祉タクシー (目標値:約90,000台/R7年度末)	—	—	42,622	45,311	—	—	—
UDタクシー (目標値:各都道府県で約25%/R7年度末)	以下参照						
旅客船(一般旅客定期航路事業の用に供する船舶及び旅客不定期航路事業の用に供する船舶) (目標値:約60%/R7年度末)	666	659	366	370	55.0%	56.1%	1.1
航空機 (目標値:約100%/R7年度末)	620	602	620	602	100.0%	100.0%	0.0

※1 「移動等円滑化基準に適合している車両等」は、各車両等に関する公共交通移動等円滑化基準への適合をもって算定。

※2 鉄軌道車両の令和3年度末実績値については、再集計の結果、過去に公表した数値から修正している。

※3 1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設(指定空港(27空港))へのバス路線運行系統の総数における、バリアフリー化した車両を含む運行系統数の割合。

〈UDタクシー導入状況〉

都道府県	総車両数 ^{※4}	UDタクシー車両数	総車両数に対する割合
北海道	9,359	1,368	14.6%
青森	2,337	174	7.4%
岩手	1,995	62	3.1%
宮城	3,547	216	6.1%
秋田	1,052	40	3.8%
山形	1,196	87	7.3%
福島	2,094	186	8.9%
茨城	2,510	97	3.9%
栃木	1,654	157	9.5%
群馬	1,412	76	5.4%
埼玉	5,610	1,021	18.2%
千葉	5,587	1,230	22.0%
東京	30,138	17,322	57.5%
神奈川	9,577	1,681	17.6%
山梨	812	66	8.1%
新潟	2,425	183	7.5%
富山	764	110	14.4%
石川	1,650	130	7.9%
長野	2,268	137	6.0%
福井	840	87	10.4%
岐阜	1,698	182	10.7%
静岡	4,385	596	13.6%
愛知	7,471	1,857	24.9%
三重	1,111	97	8.7%
滋賀	1,085	72	6.6%
京都	5,843	604	10.3%
大阪	14,509	1,351	9.3%
兵庫	6,386	562	8.8%
奈良	989	56	5.7%
和歌山	1,296	87	6.7%
鳥取	565	194	34.3%
島根	970	37	3.8%
岡山	2,744	151	5.5%
広島	4,956	352	7.1%
山口	2,157	50	2.3%
徳島	922	9	1.0%
香川	1,385	38	2.7%
愛媛	1,853	66	3.6%
高知	1,022	61	6.0%
福岡	8,651	1,131	13.1%
佐賀	983	89	9.1%
長崎	2,299	135	5.9%
熊本	2,801	109	3.9%
大分	1,945	279	14.3%
宮崎	1,837	69	3.8%
鹿児島	2,884	132	4.6%
沖縄	3,467	476	13.7%
合計	173,041	33,272	19.2%

※4 輸送実績報告(旅客自動車運送事業等報告規則第2条の規定による報告)より。

情報バリアフリー環境の実現を目指して

国立研究開発法人情報通信研究機構

デプロイメント推進部門 情報バリアフリー推進室

国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）は、情報通信分野を専門とする唯一の公的研究機関として情報通信技術（ICT）の研究開発を基礎から応用まで統合的な視点で推進し、研究開発成果を広く社会へ還元するとともにイノベーションを創出することを目指しています。そして、誰もが等しく通信サービスや放送サービスを利用できる情報バリアフリー環境の実現を目指し、「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」に基づき、総務省から補助金の交付を受け、「情報バリアフリー通信・放送役務提供・開発推進助成金」、「字幕番組、解説番組及び手話番組制作促進助成金」、「手話翻訳映像提供促進助成金」及び「生放送字幕番組普及促進助成金」による支援、さらに「通信・放送身体障害者利用円滑化事業関連情報提供」を行っています。

本稿では、4つの助成金についてご紹介します。

情報バリアフリー通信・放送役務提供・開発推進助成金

本助成金は、身体障害者が通信・放送サービスを円滑に利用できるようにするための役務の提供又は開発を行う事業に対し、必要な資金の一部を助成するもの（助成対象経費の額の2分の1上限）で、平成13年から令和5年度まで、のべ159件の事業を助成してまいりました。令和6年度の助成事業について2月1日から3月28日まで公募したところ、11件の申請がありました。評価委員会に採択評価を依頼しており（執筆時点）、この結果をもとにNICTが助成事業を決定（7月公表予定）して支援いたします。

本助成金に関する問合せや申請相談等ございましたら、e-mail: kakusa@ml.nict.go.jpにご連絡ください。

字幕番組、解説番組及び手話番組制作促進助成金

本助成金は、放送番組（生放送番組含む）に字幕、解説、手話を付与するための制作に対し、必要な資金の一部を助成するもの（助成対象経費の額の2分の1上限）です。令和6年度の助成について1月19日から2月15日まで公募したところ、129者（65,755番組）の申請がありました。申請額が予算額を大きく超過したことから、手話・解説番組制作等を優先する予算配分とし、全ての申請者に対して4月1日から支援しております。

手話翻訳映像提供促進助成金

本助成金は、放送番組に手話を付与することとは別に、厚生労働省が定める情報・意思疎通支援用具を介して放送番組に合成表示する手話翻訳映像の制作に対し、必要な資金の一部を助成するもの（助成対象経費の額の2分の1上限）です。令和6年度の助成について1月19日から2月15日まで公募したところ、1者（126番組）の申請がありました。評価委員会の採択評価をもとにNICTが助成を決定し、4月1日から支援しております。

生放送字幕番組普及促進助成金

本助成金は、生放送番組に字幕を付与するための機器の整備を行う事業に対し、必要な資金の一部を助成するもの（助成対象経費の額の2分の1上限）です。令和6年度の助成について1月19日から2月15日まで公募したところ、1者の申請がありました。申請内容を審査し、4月1日から支援しています。

各助成金の支援実績は、「情報バリアフリーのための情報提供サイト（<https://barrierfree.nict.go.jp/>）」の“NICTの支援制度”に掲載しています。

JST「研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP) 産学共同」の令和6年度からの制度について

国立研究開発法人科学技術振興機構
スタートアップ・技術移転推進部

■研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)について

科学技術振興機構(JST)は、大学・公的研究機関等で生まれた研究成果を実用化することにより社会へ還元することを目指す事業のひとつとして、「研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)」を実施しています。A-STEPでは、研究開発の目的・状況に応じて複数の支援メニューを設けています(表1)。このうち、「産学共同」においては、制度利用の促進を図るべく令和6年度より制度の見直しを行いましたので、ご紹介いたします。

表1 令和6年度のA-STEPの支援メニュー

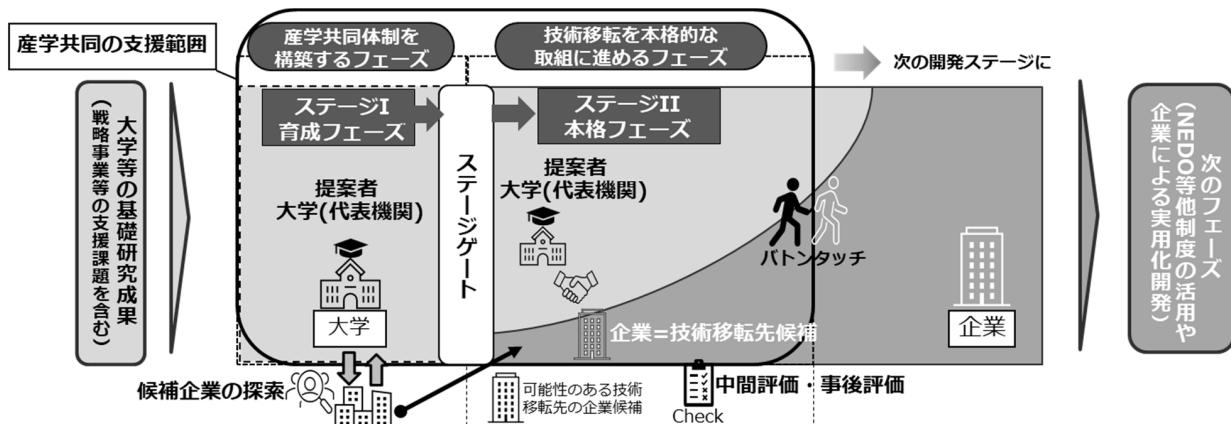
支援メニュー	産学共同		実装支援(返済型)
	ステージI(育成フェーズ)	ステージII(本格フェーズ)	
目的・狙い ※1	社会課題解決等に向けて、大学等の基礎研究成果(技術シーズ)を、企業等との共同研究に繋げるまで磨き上げ、「学」と「産」のマッチングを行い、共同研究体制の構築を目指す。	社会課題解決等に向けて、大学等の基礎研究成果(技術シーズ)を、大学等と企業等との共同研究により、実用化に向けた可能性を検証し、中核技術の構築に資する成果の創出と、その成果を大学等から企業等へ技術移転することを目指す。	大学等の研究成果(技術シーズ)の社会実装を目指し、スタートアップ等が実用化開発を行う。
課題提案者	大学等の研究者	大学等の研究者と企業等	スタートアップ等
資金の種類	グラント	マッチングファンド	返済型
その他	ステージI(育成フェーズ)からステージII(本格フェーズ)へのステージゲート評価による絞り込みあり		-

※1 医療分野は日本医療研究開発機構(AMED)が担っているため、A-STEPでは原則として募集の対象外となります。

■令和6年度 A-STEP産学共同について

令和6年度の制度では、「大学等の産業連携研究のすそ野の拡大と底上げ」と「個々の研究者が創出した成果の「産」へのシームレスな技術移転」を目的に、研究成果の実用化に向けた技術移転を加速するための支援を大学等に対して行います。「育成フェーズ」では大学等が技術の磨き上げと産学共同研究体制の構築を目指し、「本格フェーズ」では構築した産学の共同研究により、研究成果の企業等への技術移転を目指します。「育成フェーズ」ではステージゲート評価による絞り込みを経て、「本格フェーズ」へのシームレスな移行が可能となります。

図1 令和6年度 A-STEP産学共同の支援イメージ



制度詳細は、A-STEPのウェブサイトに掲載しております。義肢装具等福祉分野や総合知を活用したご提案も受けておりますので、制度ご利用に関するご質問やご提案に関するご相談等、是非お気軽にお問合せください。

- | | |
|---------------|---|
| ○A-STEPホームページ | : https://www.jst.go.jp/a-step/ |
| ○お問合せ先email | : a-step@jst.go.jp |

中小機構の創業・新事業展開支援について

(独) 中小企業基盤整備機構 創業・ベンチャー支援部 経営支援部
創業・ベンチャー支援部 TEL : 03-5470-1645
経営支援部 TEL : 03-5470-1520
URL : <https://www.smrj.go.jp/>

独立行政法人中小企業基盤整備機構（略称：中小機構）は、中小企業・スタートアップの皆様の創業・新事業展開の促進や経営基盤の強化、経営環境の変化への対応を支援し、地域産業の振興を図る公的機関です。全国9箇所の地域本部と沖縄事務所を通じて各地域に密着した支援を行っています。

I. 創業・新事業支援メニューのご紹介

【起業家表彰事業（啓発普及）】

Japan Venture Awards（略称：JVA）は、革新的かつ潜在成長力の高い事業や、社会的課題の解決に資する事業を行う、志の高いスタートアップの経営者を称える表彰制度です。

次なる日本のリーダーとして果敢に挑戦する起業家を、ロールモデルとして広く紹介することで、創業機運を高め、日本における創業の促進を図ります。

[TEL : 03-5470-1645 (創業・ベンチャー支援部 創業・ベンチャー支援企画課 : JVA 事業担当)]
[URL: https://www.smrj.go.jp/venture/bace/japan_venture_awards/index.html]

【インキュベーション事業】

起業家や新分野開拓を目指す中小企業・スタートアップ等を支援するためのインキュベーション施設を全国29箇所で運営しています。各施設にインキュベーション・マネージャーを配置することで、場所の提供のみならず、個々の入居者等に対して適切な経営支援等を行い、円滑な事業化をサポートしています。



[TEL : 03-5470-1574 (創業・ベンチャー支援部 ベンチャー支援課 : インキュベーション事業担当)]
[URL: <https://www.smrj.go.jp/venture/bace/incubation/index.html>]

【FASTAR事業】

株式公開（IPO）や大手企業との事業提携（M&A 含む）を視野に成長を目指すスタートアップや起業予定者を対象に、成長加速化支援を実施するプログラムです。資金調達・事業提携に向けた事業計画の策定等に関して、担当の専門家が約1年間、伴走支援し、プログラムの最後にはピッチイベントに参加いただけます。

[TEL : 03-5470-1574 (創業・ベンチャー支援部 ベンチャー支援課 : FASTAR 事業担当)]
[URL: <https://fastar.smrj.go.jp/>]

【スタートアップ挑戦支援事業】

IPO や M&A 等を目指すスタートアップや起業予定者を対象に、「事業計画・経営戦略・資金調達・資本政策等」に関する相談に、支援経験の豊富な専門家が無料で何度でも対応します。オンラインで、全国どこからでも相談可能です。

[Tel : 03-6459-0732 (創業・ベンチャー支援部 ベンチャー支援課 : スタートアップ挑戦支援事業担当)]

[URL: <https://www.smrj.go.jp/venture/bace/reboot/index.html>]

【LINE で起業相談「起業ライダーマモル】

LINE で気軽に起業相談ができるサービスです。AI (人工知能) の起業ライダーマモルが 24 時間 365 日、無料で起業の相談に自動応答します。相談だけでなく、利用者情報を登録すると、起業アイデアの整理や起業の進捗状況に合わせたアドバイスマッセージを受け取ることも出来ます。



[Web 版 URL: <https://entrepreneur.smrj.go.jp/kigyorider/>]

[LINE アカウント名 : 中小機構_チャット経営・起業相談]

【TIP*S】

対話型のワークショップ等を通じて知識・ノウハウに加えて多様な参加者間の対話から生まれる「気づき」を提供し、新しい事業活動の第一歩をサポートします。

[Tel : 03-5470-1645 (創業・ベンチャー支援部 創業・ベンチャー支援企画課 : TIP*S 担当)]

[URL: <https://tips.smrj.go.jp/about/>]

【ものづくり支援】

技術開発に関する助言等により、ものづくり中小企業を支援します。特に、国が支援する「Go-Tech 事業」(中小企業と大学等の研究機関が連携して実施する研究開発や試作品開発、販路開拓)を活用する取組を支援します。

[Tel : 03-5470-1564 (経営支援部 企業支援課 : ものづくり支援担当)]

【ハンズオン支援～専門家の派遣～】

地域の中核となり、成長を志向する中小企業に対し、企業の経営課題を掘り下げ、それぞれの課題に応じた支援計画を策定します。企業は、課題解決に向け社内プロジェクトチームを編成、その活動に対し、専門家を中心とした機関支援チームが助言を行い、企業の自立的な成長をサポートします。

[Tel : 03-5470-1564 (経営支援部 企業支援課 : 経営支援担当)]

II. 経営相談／IT 導入

【経営アドバイス】

中小企業・小規模事業者を対象に、全国 9 カ所の地域本部で、中小企業支援の経験豊富な専門家が皆様の課題解決に向けて直接対面または Web 会議システムを用いてアドバイスいたします。相談は予約制です（無料）。

また、対面相談の他、メール経営相談、電話による経営相談（経営相談ホットライン）もございます

[URL: <https://www.smrj.go.jp/sme/consulting/tel/index.html>]

【経営相談チャットサービス「E-SODAN】

全ての中小企業・小規模事業者を対象に、Web上でAIチャットボットが24時間365日、どこからでも無料で経営課題に合った施策や支援機関を紹介するとともに、専門家とチャットで相談することもできます（平日9時～17時：無料）。Webサイトに加えて、LINEからもご相談いただけます。お気軽にご利用ください。

[Web版URL：<https://bizzapo.smrj.go.jp/>]

[LINEアカウント名：中小機構_チャット経営・起業相談]



LINE版

【カーボンニュートラルに関する相談窓口（対面相談・オンライン相談）】

カーボンニュートラルや脱炭素化に取り組む中小企業・小規模事業者を対象に、豊富な経験と実績をもつ専門家がアドバイスを行います。無料で・何度も相談を受けることができますので、お気軽にご利用ください。（事前予約制）

[URL：<https://www.smrj.go.jp/sme/consulting/sdgs/favgos000001to2v.html>]



【IT化支援ツールを総合的に発信～ITプラットフォーム～】

中小企業・小規模事業者が抱える経営課題をIT活用により解決に導くための情報を総合的に発信しているサイトです。生産性向上や課題解決のために、「具体的に何から取り組めばいいのか」と、入り口に戸惑っている事業者や支援者の方が、IT導入までの各段階で活用できる支援ツール等を提供しています。

[URL：<https://www.smrj.go.jp/tool/itpf/>]



【IT戦略マップ作成ツール～IT戦略ナビ～】

生産性向上に向けてIT活用を進みたい中小企業・小規模事業者や、事業者にIT活用を促したい支援機関の方を対象に、どのようにITを活用したらビジネスが成功に結びつか、その仮説ストーリーを1枚の図表にまとめた「IT戦略マップ」をウェブ上で簡単に作成することができるサービスです。自社課題見える化し、経営へのIT活用をサポートします。

[URL：<https://it-map.smrj.go.jp/>]



【ビジネス用アプリ検索ツール～ここからアプリ～】

中小企業・小規模事業者が、使いやすい・導入しやすいと思われる業務用アプリを紹介する情報サイトです。業種や導入目的から、中小企業の業務分野に適したアプリケーションを紹介します。また、IT導入をされた事業者の事例紹介の他、「生成AI」や「情報セキュリティ」について分かりやすく解説した特集ページ等、生産性向上に役立つ情報を多数取り揃えています。是非ご活用ください。

[URL：<https://ittools.smrj.go.jp/>]



【IT経営サポートセンター】

IT化のお悩みを気軽に相談ができるオンライン面談サービスです。実務経験豊富なITの専門家が、中小企業の皆さまのIT化による経営課題の解決に向けて、課題が不明確な場合は課題を整理・見える化したり、課題が明確な場合は個別で具体的なご相談にお応えしたりと、実践的なアドバイスを行います。また、本センターは、中小企業の皆さまだけではなく、中小企業のIT化支援に取り組む金融機関や商工会・商工会議所など、支援機関の皆さまにもご利用いただけます。

[URL : <https://it-sodan.smrj.go.jp/>]



【経営分析ツール～経営自己診断システム～】

決算書の財務情報から自社の強みや課題を確認する経営分析のサポートツールです。本サイトに収録されている200万社以上の中小企業データと、自社の財務状況を比較することができます。誰でも簡単に診断ができますので、お気軽にご利用ください。

[URL : <https://k-sindan.smrj.go.jp/>]





テクノエイド協会の取り組み

公益財団法人テクノエイド協会
TEL:03(3266)6880

公益財団法人テクノエイド協会は、福祉用具に関する調査研究及び開発の推進、福祉用具情報の収集及び提供、福祉用具の臨床的評価、福祉用具関係技能者の養成並びに義肢装具士に係る試験事務等を行うことにより、福祉用具の安全かつ効果的な利用を促進し、高齢者及び障害者の福祉の増進に寄与することを目的として1987年（昭和62年）4月に設立された全国唯一の福祉用具に関する公益法人です。令和6年度の取り組みをご紹介します。

詳しくは、当協会のホームページ（<http://www.techno-aids.or.jp>）をご覧ください。

＜令和6年度の事業方針＞

団塊の世代の全てが75歳以上になる2025年、さらには生産年齢人口の急速な減少が始まる2040年を見据えて社会保障構造の見直しが進められる中、厚生労働省から令和6年度予算（案）及び令和5年度補正予算（案）が発表され、福祉用具関係等の重点項目が以下のように示されました。

○介護保険関係では

- ・介護テクノロジー導入支援事業（介護ロボット導入支援事業、ICT導入支援事業の統合・支援メニューの再構築を行い生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。）
- ・介護ロボット開発等加速化事業（介護ロボットの開発・実証・普及のプラットホーム構築などに取り組む）

○障害福祉サービス関係では

- ・障害福祉分野におけるICT導入支援（障害福祉サービス事業所等におけるICT導入にかかるモデル事業の実施）
- ・障害福祉分野におけるロボット等導入支援（障害福祉サービス事業所等におけるロボット等導入支援）

更に令和6年度介護報酬改定において、利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに福祉用具の適時適切な利用、安全を確保する観点から一部の用具について貸与と販売の選択制が導入されました。

令和6年度のテクノエイド協会の事業方針については、これら施策の動向に対応した事業を注視しつつ、伴走した事業を展開していくこととします。

さらに、従来実施してきた、福祉用具に関する調査研究及び開発の推進、福祉用具情報の収集及び提供、福祉用具関係技能者の養成、義肢装具士にかかる試験事務、認定補聴器技能者の養成・研修の事業などの各種事業を確実に行い、高齢者や障害者の福祉の増進に寄与するため、以下の事業について重点的に取り組むこととします。

1. 福祉用具情報の収集及び提供

介護保険制度において、一部の貸与種目について貸与と販売の選択制が導入されることとなり制度が複雑化します。一方で貸与等品目も増えていることから、福祉用具利用者等に対し適切な情報提供が求められています。また、障害者の自立支援機器開発においては、ニーズとシーズのマッチングが益々重要課題となっています。こうした背景を踏まえ、T A I Sや福祉用具ニーズ情報収集・提供システム等について、利用者のニーズに即した使い勝手の良いシステムとなるよう一層の改善を行います。

2. 福祉用具関係専門職の養成

福祉用具プランナー、リフトリーダーをはじめとする福祉用具関連職種の養成を継続して実施します。

また、令和5年度には登録者が4,600名を超えた認定補聴器技能者について、超高齢化に伴う難聴者の増加等を踏まえた質的、量的拡充を行います。

さらに、これらの福祉用具専門職が地域包括ケアシステムの一翼を担う重要メンバーとして位置づけられ、活躍できるよう関係機関との協議を進めます。

3. 介護ロボット等の開発・普及に関する取り組み

介護ロボット等について、利用者や介護現場のニーズを踏まえた製品が開発されるよう支援し、開発された介護ロボットの展示、シンポジウム等を内容とする介護ロボット全国フォーラムを開催（令和7年1月31日有明予定）する等その普及啓発と利用の安全をより一層推進します。併せて、障害者自立支援機器の実用的な製品化を促進するため、障害者のニーズと企業・研究者のシーズのマッチングを一層強化することとし、当事者ニーズを捉えた良質な製品開発を推進する（「ニーズ・シーズマッチング交流会2024」大阪：令和6年11月25～27日、東京：令和6年12月10～12日）とともに、障害分野への技術転用についても積極的に喚起します。

アクセシブル社会の実現を目指した取組みの強化

公益財団法人共用品推進機構

公益財団法人共用品推進機構は、共用品・共用サービス（高齢者・障害のある人々等日常生活に不便さのある者に対しても利用しやすいよう配慮された製品及びサービスをいう。以下同じ。）の調査研究を行うとともに、標準化の推進及び普及啓発を図ることにより、製品及びサービスの利便性を向上させ、高齢者・障害のある人々を含めた全ての人たちが暮らしやすい社会基盤づくりの支援を行うことを目的として活動している。弊機構が令和6年度に行う主な三つの事業は以下のとおりである。

1. 調査研究

より多くの人々が、暮らしやすい社会となるために必要な事項をニーズ把握、製品・サービス・システムに関する配慮・考慮点の基準及び普及に関する調査・研究プロジェクトを設置することを検討する。

継続して実施している「地域における良かったこと調査」については、調査範囲を全国に拡大するために、新たな地域・分野の調査を実施する。また約30年間継続して実施している共用品市場調査においては、調査の分析を引き続き行い、調査対象の範囲並びに、今後共用品を普及するために必要な事項の課題抽出を行う。具体的には、「情報機器に関する調査の検討」、「製品種ごとの共用品率に関する調査」等を実施する。

新たな取り組みとして、共用品モニタリング調査を基に、障害当事者団体・高齢者団体等と連携し、関係業界、関係機関（業界団体、企業、公的機関等）が共用品・共用サービス・共用システムに関するモニタリング調査を簡易に実施するための支援システムの在り方を検討し、当該システムを恒常化するために必要な事項の分析、合理的且つ有効なモニタリング方法について調査研究を行う。

2. 標準化の推進

アクセシブルデザイン（高齢者・障害者配慮設計指針）の日本産業規格（JIS）及び国際規格（ISO）を作成する。作成に資するため、国内外の高齢者・障害者配慮の規格に繋がるための調査・研究・検証を行う。

これまでに行ってきた国際標準化機構（ISO）内のTC173（障害のある人が使用する機器）及びTC159（人間工学）等に提案し承認された規格の推進、新規案件「新たな日常生活におけるアクセシビリティ配慮設計指針」などの国際規格の制定に向けて審議する。

さらに新規に開発したアクセシブルサービス（共用サービス）の検証を行うとともに、職場、店舗、消費者窓口、医療、公共施設、イベント等の共用サービスに関する既存のガイドライン及び各種ニーズ調査等を整理・分析する。また、開発すべき共用サービスの個別規格の体系図を基に、関係する業界団体等と連携して、新規のアクセシブルサービス（共用サービス）ガイドライン作成の検討を行うとともに共用サービスのパンフレットを作成する。

3. 普及・啓発

今年度は、コロナ下で制限が多く実質的に開催が困難だった展示会で積極的に情報提供等を行う。

共用品の展示に関しては共用品展示セットを作成し、関係機関と連携した展示会を実施し、より多くの人たちに共用品及び共用品の考え方の普及を行う。

国内では、視覚障害者向け総合イベント出展や、特別支援教育関連の大会等での活動紹介等を行う。

普及・啓発の一環である講座・講義に関しては、一般の方々、就学前の子どもから大学生ごとに、コンテンツ、ツール（共用品のサンプル、PPT、ビデオ等）、配布資料等を用意し、対面及びオンライン講座の充実を図る。さらにより多くの機関で、共用品講座を行えるような仕組みを構築し継続して検証する。

また海外においては、連携のある台湾の団体を中心に共用品の普及、啓発を行う。

調査結果や取組みにおける成果は、共用品推進機構情報誌『インクル』をはじめ、ウェブサイトやメールマガジン、報告書など複数の方法を用いて、より多くの方々が、可能な限り自由に閲覧できるようなアクセシビリティに配慮した仕様になるよう検討を続ける。

エコモ財団バリアフリー推進部の取り組み

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団(エコモ財団)
バリアフリー推進部 竹島恵子
TEL : 03-5844-6265 FAX : 03-5844-6294

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団は、高齢者及び障害のある方をはじめ、すべての人々が安心、安全かつ利便性の高い利用が可能となるよう公共交通機関のバリアフリー化、並びにCO₂の削減など地球温暖化を防ぎ、環境にやさしい交通の実現を目指しています。

【事業内容】

1. 調査研究事業

(1) バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編、車両等編）の作成

国土交通省と協力し、バリアフリー法改正、移動等円滑化基準改正に対応したガイドラインの作成、公開（2020年3月改正版）。また、バリアフリー事例集も公開。

(2) 認知症等見えにくい障害に対する移動円滑化推進と評価

外見上見えにくい障害のある当事者の移動円滑化推進のため、「心のバリアフリーハンドブック」の作成や、「お出かけサポートカード」の普及、「失語症のためのサポートカード」を検討し、公開予定（2024年7月頃）。

また、発達障害者等を対象としたアクセシブルツアーや検討、実施。

(3) 公共交通機関における障害者差別解消の推進に関する研究

「差別解消法」の施行を受け交通機関の乗車拒否などの事例、対応事例を追跡調査し、交通事業者及び障害当事者向けの冊子を作成。

また、自治体の取組状況調査結果も公開。

(4) コミュニケーション支援ボード 紙版、デジタル版配布、公開

紙版で展開していたボードをタブレット（デジタル版）で公開。

紙版も当事者や交通事業者に配布中。

2. 啓発広報事業

(1) 交通サポートマネージャー研修の実施

交通事業者職員の接遇・介助の水準向上を目的とした「交通サポートマネージャー研修」を実施。感染症予防も徹底した新しい実施方法に基づき、障害当事者が講師となり、直接コミュニケーションをすることで、ニーズに対する感覚を磨くことを重視。

(2) バリアフリー学習プログラムの実施

誰もが暮らしやすい社会について考えるために、交通バリアフリーを切り口に学ぶことができる学習プログラムを全国の小・中学校を中心に展開。冊子等資料の無料配布の他、講師派遣も実施。

3. 情報提供

らくらくおでかけネットの運営

鉄道、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港のバリアフリー情報を一元化し、公共交通機関の移動情報をネットで公開。

4. 施設整備事業等

(1) 海上交通バリアフリー施設整備推進

旅客船（改造・新造）、旅客船ターミナルのバリアフリー施設の整備に対して助成を実施。

(2) ECOMO 交通バリアフリー研究・活動助成

研究者、学生、一般者を対象に、交通バリアフリーに関わる先進的な調査研究および活動等に対して助成を実施。成果報告会も開催。



認知症当事者等向けのお出かけサポートカード（どなたでもご利用いただけます）
また、失語症のためのサポートカードも公開予定です（2024年7月事）



新たに作成した
旅客船事業者向けテキスト
(交通サポートマネージャー研修)

日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）の取組み

一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）

専務理事 清水 壮一

今年度も昨年度に引き続き、福祉用具の安全・安心、国際化、ロボット技術を重点項目として取り組んでいくこととしますが、大きな柱としてJASPAをさらに魅力ある協会にし、その結果会員の増強を図ることとし、そのために引き続き品目別部会の活動の活性化、福祉用具の有効性検証等の活動を行います。

福祉用具の安全性確保のための国内JISについては、昨年度は、「歩行器・歩行車JIS改正」、「車椅子製品JISの改正と開発」及び「ワンタッチ固定機器及び対応車椅子に関するJIS開発」を行いましたが、本年度は、「車椅子製品JISの改正と開発」及び「ワンタッチ固定機器及び対応車椅子に関するJIS開発」を行います。

福祉用具の使用に係る安全・安心の具体的な取組みとしては、昨年度は、大規模福祉機器展示会等での安全な使い方のためのセミナーのほか、注意喚起チラシ、停電時対応のアップデート、JASPAホームページの見直し及び安全情報等の発信を行いましたが、今年度は、大規模福祉機器展示会及び主要都市等での安全な使い方のためのセミナーのほか、特に、福祉用具取扱注意事項総論の動画作成及び注意喚起ツールの作成されていない種目の注意喚起ツールの作成を行います。

国際標準化については、本年度も昨年度に引き続き、WTO/TBT協定により、ISO規格がJISに反映されることになるため、JISを反映したISO規格にすることを積極的に行うこととします。昨年度に引き続き、「歩行補助器」、「全身床ずれ防止用具」、「車椅子」、「認知機能支援機器」、「浴室トイレ用品」及び「福祉用具の分類及び用語」のISO規格のほか、今年度は、新たに「認知機能支援機器及び環境デザイン」の国際標準化の検討を行います。

ロボット介護機器については、本年度も昨年度に引き続き、国内での機器開発のためのセミナーのほか、「ロボット介護機器の安全基準ガイドライン」、「電動車椅子の自動走行機能」、「見守り機器」及び「排尿予測機器」の国際標準開発の取組を行います。

市場動向の調査としては、本年度も昨年度に引き続き、市場規模調査報告やアジアにおける「MEDICAL FAIR展」を中心とする海外視察研修を実施します。

国の制度に関しては、昨年度は、次期介護保険改訂に向けた厚生労働省「介護保険における福祉用具貸与・販売種目の在り方検討会」での意見陳述、「社会保障審議会介護給付費分科会」でのヒアリング、「福祉用具貸与・販売種目の在り方」及び「消費税改定」等の要望、「補装具費支給基準告示改訂」に向けた提案等を行いましたが、今年度も次期介護保険改訂、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会、次期補装具費支給基準告示改訂及び消費税改定等に関する要望の検討を行います。

広報活動としては、今年度も昨年度に引き続き、国際福祉機器展へのリアル出展及びWeb出展、「福祉用具の日」事業等の情報発信を行いますが、今年度は、JASPAホームページの改訂も行います。

研修活動としては、昨年度は、会員向けに総会特別講演会及びJASPA設立20周年記念講演会をはじめとしてJASPAセミナー及び標準化事業説明会等のセミナーを開催しましたが、今年度は、会員向けに制度関連情報、JASPA会員のスキルアップ情報及びJASPA活動情報のセミナーを開催します。

以上

長時間の立ち仕事をサポートする下肢支持ロボットの開発支援事例

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

事業化支援部 守谷貴絵

046-236-1500

1. はじめに

神奈川県では、「さがみロボット産業特区」の活動の一環で、生活支援ロボットの製品化を推進している。神奈川県立産業技術総合研究所（以下、KISTEC）においては、顧客視点で製品として本質的にあるべき開発を進める伴走支援を行なっている。本稿では、支援事例を報告する。

2. 下肢支持ロボットの開発支援事例

2-1 開発テーマの概要

医療・製造において立ち仕事で足腰に負担を抱える従事者は少なくない。支援企業であるアルケリス株式会社（以下、開発企業）では、長時間立った姿勢で手術をする医師の負担軽減のために開発された下肢支持製品（非ロボット）の製品化をしている（図1）。

その知見を活かし、インフラ・建設分野など、長時間の立ち仕事と移動等の動きが混在する業務をターゲットとして、操作性の向上にロボット技術の採用や、ビッグデータを活用した新型機の開発（ロボット化）に取り組んでいる。



図1 最新モデル archelis FX スティック

2-2 開発支援の概要

KISTECでは新型機の事業性を高めるために、令和2年度より「生活支援ロボットデザイン支援事業」に始まり、令和3年、令和4年に、神奈川県の開発委託¹の伴走支援機関として採択され、開発を推進させた。支援の内容は、試作モデルのデザインレビュー、通信システムに関する技術支援、評価試験及び実証実験支援、知財戦略コンサルティング、技術連携コーディネート、テストマーケティング、実証実験（ターゲット顧客に対して試作機を装着して実際に作業を行い、作業中の使用感や装着感など検証）などの支援を実施した。

3. 機能・利便性の向上

新型機は、下記の機構や機能を搭載して令和4年度に試作機を完成させた。

- ・外骨格下肢支持を採用
- ・フレームをカーボン含有素材により軽量化
- ・姿勢モードの自動切替
- ・複数のセンサを搭載し、姿勢データを取得することで作業時の姿勢見える化



図2 試作機

4. クイック診断サービスの開始

支援活動の結果、2024年1月にセンサ内蔵した製品を作業者に装着し、独自開発したAIにより動作解析サービスを開始した。作業者の歩行、立位、中腰姿勢及び使用モードを推定することで、立ち仕事による足腰の負担軽減効果及び当該作業におけるアルケリスの適性度を最短3分で診断するサービス（図3）を開始した。



図3 クイック診断サービス図

5. まとめ

ロボットを搭載した製品化への課題は多く、今後も検討の必要性があるが、既存製品（非ロボット）の製品サービスへの展開に貢献できた。

健康経営に意識の高い企業にとって、働く人のQOLに配慮した製品活用は注目度が高い。既存製品で市場の醸成を支援しつつ、今後もロボット化にむけた開発支援フォローをしていく所存である。

¹ 令和3年度最先端ロボットプロジェクト推進事業（ハンズオン型）、令和4年度ロボット開発プロジェクト総合支援事業

皮膚インピーダンス変化に影響されない電動義手の開発

Development of electric prosthetic hand unaffected by skin impedance

東京電機大学先端科学技術研究科

機械システム工学専攻人間支援工学研究室

博士課程 1 年 浅沼雄飛



私が研究に興味を持ったのは 2020 年の冬に見た、 ブラジル人ピアニストのマルティンス氏の演奏動画がきっかけです。マルティンス氏は事故、 事件による神経損傷により指の自由を失ってしまいました。また、 その後も手術を幾度も行いましたがマルティンス氏の手の機能は戻ることなく、 新たな神経疾患も発症してしまったことでピアニストとしての演奏活動を引退せざるをえませんでした。しかし、 工業デザイナーのコスタ氏が開発した生体工学的手袋を使用することによって十数年ぶりに両手でゆっくりと演奏を行うことができ、 マルティンス氏は泣きながら幸せそうに演奏をしていました。私はこの動画を見て「こんな誰かを幸せにできるような物を作りたい」と思い、 研究者を志すようになりました。

今は電動義手の制御方法の開発に関する研究を行っています。年々、 上肢切断者の数は増えており、 それに伴い義手の需要は増加しています。しかしながら電動義手の普及率はいまだ低く様々な方が研究を行っています。私は電動義手の問題の 1 つである、 長時間使用に伴う動作推定精度の低下に着目しました。この長時間使用に伴う動作推定精度の低下は汗や蒸れなどにより皮膚インピーダンスが変化することで取得する筋電位が変化してしまい動作推定精度の低下が起きてしまいます。そこで私は皮膚インピーダンスの影響をほぼ受けない皮膚表面上で計測できる生体信号として筋音に着目しました。これは機械的活動に伴う筋が変形した際に発生する微細振動のことです。また、 この生体信号は極細径ピエゾワイヤセンサ（図 1）を用いて計測を行っています。このセンサは直径 0.5mm のセンサで加工が容易であるため将来的にサポートに編み込むことによって装着容易な計測システムを開発できるのではないかと考えています。これまで、 識別動作の動作推定や微細な振動を検知するピエゾワイヤセンサを用いた際の環境音による影響の検討など筋音を用いた電動義手の開発に向けた様々な研究を行いました。結果として開く、 握る動作に掌屈、 背屈を組み合わせた動作と機能肢位を合わせた計 6 動作の動作推定を高精度で行うことができました。また、 40~80dB の環境音が鳴っている状態でも動作推定精度を一定に保ち動作推定が可能でした。これらの結果から環境音の大きさに左右されない計測システムを開発できたと思います。特に機能肢位の動作推定精度は 100% だったことから電動義手を実装した際、 動いてはいけないときの誤作動を起こさないという安全性の高さもあると考えています。今後解決すべき課題として動作推定時間の長さやリアルタイムの動作推定があります。よって、 博士課程の間に動作推定時間が短く、 リアルタイムの動作推定が行えるような識別器の開発を行う予定です。今後、 この研究を進めていけば電動義手を付けた状態で汗をかいても動作推定精度が一定に保たれる電動義手が開発でき、 私が目指しているピアノを弾くことのできる電動義手の開発が可能になります。

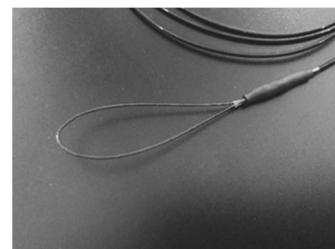


図 1 極細径ピエゾワイヤセンサ

令和 5 年度論文賞につき論文賞選考委員会により未受賞の掲載論文の中から選出することとしました。その結果、以下の論文に 2023 年 10 月 1 日付の表彰状を作成し、贈呈しました。マルチメディアを用いた直感的、効率的なシンボルコミュニケーションが評価されました。学会誌の紙面を借りてご報告します。

タイトル：マルチメディアヒエログリフによる拡大・代替コミュニケーション

区分：学術論文

著者：廣富哲也、ニコライ・ミレンコフ

所属：会津大学※

掲載号：3 卷 2 号 (2004 年 3 月)

※廣富氏は論文掲載当時には会津大学、現在は島根大学にご所属

2024 年度 主催・協賛・後援・協力事業

主催事業

(1) 総会付設講演会

会期：2024 年 6 月 30 日 (日)

会場：オンライン

(2) LIFE2024

会期：2024 年 9 月 12 日 (木) ~14 日 (土)

会場：東京大学本郷キャンパス

(3) 実証試験関連講座

会期：夏～秋頃予定

協賛事業

(1) 第 36 回バイオエンジニアリング講演会

主催：一社) 日本機械学会

会期：2024 年 5 月 11 日 (土) ~12 日 (日)

会場：名古屋工業大学

(2) 東京電機大学前期 ME 講座

第 8 回医療機器国際展開技術者育成講座

主催：東京電機大学、研究推進社会連携センター、

産官学連携

会期：2024 年 5 月 17 日～7 月 19 日

毎週金曜日 (全 10 回)

会場：オンライン

(3) 第 38 回リハ工学カンファレンス in 東海

主催：一社) 日本リハビリテーション工学協会

会期：2024 年 8 月 23 日 (金) ~25 日 (日)

会場：日本福祉大学 東海キャンパス

(4) 第 28 バイオメカニズム・シンポジウム in 金沢

主催：バイオメカニズム学会

会期：2024 年 9 月 10 日 (火) ~12 日 (木)

会場：調整中

(5) ヒューマンインターフェースシンポジウム 2024

主催：特非) ヒューマンインターフェース学会

会期：2024 年 9 月 18 日 (水) ~20 日 (金)

会場：京都大学 吉田キャンパス

(6) 第 45 回バイオメカニズム学術講演会 (SOBIM2024 in 調布)

主催：バイオメカニズム学会

会期：2024 年 12 月 7 日 (土) ~8 日 (日)

会場：電気通信大学

後援事業

(1) 福祉機器コンテスト 2024

主催：一社) 日本リハビリテーション工学協会

募集：2024 年 5 月 1 日 (水) ~6 月 24 日 (月)

表彰式：2024 年 10 月 2 日 (水) ~4 日 (金) 会期内

会場：WEB 開催ほか

(2) 第 5 回福祉用具専門相談員研究大会

主催：第 5 回福祉用具専門相談員研究大会実行委員会

会期：2024 年 6 月 19 日 (水)

会場：千里ライフサイエンスセンター (オンライン併用)

(3) 第 33 回日本コンピュータ外科学会大会

主催：日本コンピュータ外科学会

会期：2024 年 11 月 8 日 (金) ~10 日 (日)

会場：東京科学大学湯島キャンパス M&D タワー

協力事業

(1) 第 11 回ロボット大賞

主催：「ロボット大賞」事務局

募集：2024 年 2 月 19 日 (月) ~4 月 12 日 (金)

表彰式：2024 年 9 月 18 日 (水)

会場：東京ビッグサイト



Photographed by Takao Saiki

LIFE 2024

第39回ライフサポート学会大会
第23回日本生活支援工学会大会
日本機械学会福祉工学シンポジウム2024

生体医工学シンポジウム2024と同時開催

会期：2024年9月12日（木）～14日（土）

会場：東京大学本郷キャンパス（東京都文京区7-3-1）

大会長：佐久間 一郎（東京大学、ライフサポート学会）

正宗 賢（東京女子医科大学、日本生活支援工学会）

高橋 正樹（慶應義塾大学、日本機械学会）

OS申込締切：2024年4月24日

演題申込締切：2024年6月14日

編集後記

本号の巻頭言では企画委員会委員で理事の本田さんからご寄稿いただきました。福祉ロボットなど将来のAI介護機器について人間中心の人の温かさが感じられる機器開発を強調されました。生成AIの進展は日進月歩で懸念事項が多くコリングリッジのジレンマについて言及されています。解説は2点です。一点目は共用品推進機構の金丸さんから、福祉用具の技術委員会の分科委員会「感覚機能に障害のある人のための福祉用具(ISO/TC 173/SC 7)」で原案作成され、先般発行された規格「福祉用具 - 福祉用具およびサービスに関する感覚に障害のある人のニーズを調査するためのアクセシビリティ・ガイドラインおよび要求事項」について承認までの経緯など詳細をご説明いただきました。当事者の声を取り入れることに注力されたとのことです。二点目は産業技術総合研究所の山内さんからデンマークにおける福祉用具の活用の現状について制度、実施状況、関心を持たれた具体的ないくつかの機器やソフトウェアについてもご紹介いただきました。ユーザは社会サービス法に基づいた支給、介護者は労働環境法に基づいた支給と根拠となる法制度が異なるとのことで、介護労働の不足に対する機器活用のニーズが高まっているとのことです。日本と共通の課題です。論文の掲載については1点です。早稲田大学大学院の鈴木さんらの共著でスマートフォン型端末に関する振動識別特性の評価です。報知音についてはJIS化されている一方、振動に関してはまだということで、ON-OFF-ONのパターンでそれぞれの優位な呈示時間を実験で検討されています。振動フィードバックの規格化に資する研究です。研究者紹介については1点掲載しています。東京電機大学大学院の浅沼さんから皮膚のインピーダンス変化に影響されない電動義手開発の紹介です。筋電ではなく筋から発生する筋音をピエゾワイヤセンサで検出し活用するものとのことで今後が期待されます。

政府関係各府省、関係機関そして研究機関から、引き続きご協力いただき各取組みにつきご紹介いただきました。総務省 情報流通常行政局 情報流通振興課 情報活用支援室／地上放送課、文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課、厚生労働省 職業安定局 高齢者雇用対策課、厚生労働省 職業安定局 障害者雇用対策課、厚生労働省 老健局 高齢者支援課、経済産業省 産業技術環境局 国際標準課、経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課 医療・福祉機器産業室、国土交通省 総合政策局 バリアフリー政策課 交通バリアフリー政策室、情報通信研究機構(NICT)、科学技術振興機構(JST)、中小企業基盤整備機構(SMRJ)、テクノエイド協会(ATA)、共用品推進機構、交通エコロジー・モビリティ財団、日本福祉用具・生活支援用具協会(JASPA)、神奈川県産業技術総合研究所(KISTEC)の執筆者の皆様にもこの場を借りてお礼を申し上げます。

読者の皆様におかれましては引き続き本誌の編集・発行にご協力いただきますようお願い申し上げます。投稿(学術論文、技術論文、視点、研究紹介)も隨時お待ちしております。論文の投稿から掲載可までに至る期間は約4カ月でこれまで投稿された論文の半数がてはまっています。昨年度より論文賞も制定されています。奮ってご投稿ください。

＜お詫びと訂正＞

第 23 卷 2 号の p.45 の解説にて著者より以下の誤植の報告がありましたので訂正します。

・解説 p.45 著者紹介

誤： 東京大学医学部衛生学科卒業

正： 東京大学医学部衛生看護学科卒業

第 23 卷 2 号の p.86～88 の会告にて以下の誤植がありました。お詫びして訂正します。

・会告 p.86

誤： 2022 年 8 月 30 日 (金)

正： 2022 年 8 月 30 日 (火)

・会告 p.87

誤： 2022 年 9 月 21 日 (火) 2022 年 11 月 10 日 (月) 2023 年 2 月 28 日 (月)

正： 2022 年 9 月 21 日 (水) 2022 年 11 月 10 日 (木) 2023 年 2 月 28 日 (火)

・会告 p.88

誤： 2022 年 6 月 21 日 (土)

正： 2022 年 6 月 21 日 (火)

一般社団法人日本生活支援工学会公式ホームページ

<https://www.jswsat.org/>

一般社団法人日本生活支援工学会のホームページでは会員の皆さまが関連する情報をタイムリーに交換、共有できるような掲示板を開設しています。

掲示板は当学会会員だけでなく連携団体員や生活支援工学に興味を持っている方から広く偏りのない情報を集められるようにオープン形式になっています。助成金や教員などの公募情報、生活・福祉に関する製品情報、本学会や連携団体が主催、共催などする研究会・セミナーなどのイベント開催情報などが随時更新されていますのでご活用ください。

また、関連する情報をお持ちの方はどうぞお気兼ねなく事務局までお問い合わせください。

一般社団法人日本生活支援工学会 電子情報・広報委員会

一般社団法人日本生活支援工学会 役員等・代議員一覧

【～2024年6月30日 社員総会終結時】

名誉会員	金井 寛, 澤村 誠志, 寺山 久美子, 野村 歡, 松永 茂之
顧問	諏訪 基, 土肥 健純, 藤江 正克, 山内 繁
代表理事[会長]	後藤 芳一
理事[副会長]	大野 悅子, 川澄 正史, 藤本 浩志
理事	飯島 幹夫, 石井 豊恵, 井上 剛伸, 緒方 徹, 垣田 行雄, 田中 敏明, 内藤 尚, 二瓶 美里, 橋本 美芽, 花房 昭彦, 本田 幸夫, 正宗 賢, 森 武俊, 吉田 俊之, 渡邊 慎一
会長指名権理事	[副会長]花岡 徹, 黒岩 嘉弘, 後藤 憲治
監事	大野 ゆう子, 田中 理
代議員	飯島 幹夫, 石井 豊恵, 井上 薫, 井上 淳, 井上 剛伸, 伊福部 達, 伊部 亜希, 今泉 一哉, 今村 孝, 岩上 優美, 岩瀬 愛子, 大川井 宏明, 太田 裕治, 大西 忠輔, 大野 悅子, 大野 ゆう子, 緒方 徹, 垣田 行雄, 川澄 正史, 川村 慶, 木戸 倫子, 桑名 健太, 繁瀬 朋弥, 越野 八重美, 小舘 尚文, 後藤 芳一, 近藤 和泉, 榊 泰輔, 清水 彩, 丁 憲勇, 菅原 雄介, 菅原 育子, 鈴木 真, 高杉 紳一郎, 田中 理, 田中 繁, 田中 敏明, 内藤 尚, 二瓶 美里, 橋本 美芽, 花房 昭彦, 藤本 浩志, 不破 輝彦, 星川 安之, 本田 幸夫, 正宗 賢, 松田 康広, 松永 紀之, 森 武俊, 横内 光子, 吉田 俊之, 渡邊 慎一, 渡辺 哲也

【2024年6月30日 社員総会終結後～2026年6月 社員総会終結時】

名誉会員	伊福部 達, 金井 寛, 澤村 誠志, 田中 理, 田中 繁, 寺山 久美子, 野村 歡, 松永 茂之
顧問	諏訪 基, 土肥 健純, 藤江 正克, 山内 繁
代表理事[会長]	大野 悅子
理事[副会長]	石井 豊恵, 川澄 正史, 藤本 浩志
理事	飯島 幹夫, 井上 剛伸, 岩上 優美, 梅沢 淳, 緒方 徹, 垣田 行雄, 垣本 映, 河合 恒, 川村 慶, 越野 八重美, 小舘 尚文, 内藤 尚, 二瓶 美里, 橋本 美芽, 初雁 卓郎, 本田 幸夫, 正宗 賢, 松田 康広, 松永 紀之, 森 武俊, 吉田 俊之, 渡邊 慎一, 渡辺 哲也
会長指名権理事	[副会長]坂本 郁夫, 黒岩 嘉弘, 後藤 憲治
監事	大野 ゆう子, 後藤 芳一
代議員	飯島 幹夫, 石井 豊恵, 井上 薫, 井上 淳, 井上 剛伸, 伊部 亜希, 今泉 一哉, 今村 孝, 岩上 優美, 岩橋 清勝, 梅沢 淳, 大川井 宏明, 太田 裕治, 大西 忠輔, 大野 悅子, 大野 ゆう子, 緒方 徹, 加賀谷 斎, 垣田 行雄, 垣本 映, 河合 恒, 河上 日出生, 川澄 正史, 川村 慶, 桑名 健太, 越野 八重美, 小舘 尚文, 後藤 芳一, 榊 泰輔, 清水 彩, 菅原 雄介, 菅原 育子, 鈴木 真, 徳重 あつ子, 内藤 尚, 中山 剛, 二瓶 美里, 橋本 美芽, 初雁 卓郎, 藤本 浩志, 不破 輝彦, 星川 安之, 本田 幸夫, 正宗 賢, 松田 雅弘, 松田 康広, 松永 紀之, 森 武俊, 山内 閑子, 横内 光子, 吉田 俊之, 渡邊 慎一, 渡辺 哲也

【学会事務局移転のお知らせ】

2024年7月から事務局の住所が下記の通り変更になります。今後のご連絡等はこちらにお願い申し上げます。

〒154-8568

東京都世田谷区世田谷 3-11-3

東京医療保健大学 医療保健学部 医療情報学科内

日本生活支援工学会事務局

Email : wsat@jswsat.org

また論文・視点の投稿先住所(学会事務局)も変更となりますのでご注意ください。

学会誌表紙・学会マークのデザイン（西川菜美氏）

学会誌表紙のデザイン

ライトグリーンは未来を表現。青は信頼感や機能性をイメージ。これらのグラデーションによりクリアでシンプルな世界感を表す。これを背景にした「勢いのある筆のひと振り」というフォルムにより、モノづくりや考え方へ影響をもたらしめる学会誌であることを表現。

学会マークのデザイン

様々な団体・会社・省庁の輪(和)が3次元の関わりを持ち、その輪がさらに、世界(～宇宙空間)に広がる予感を表現。

編集委員会

委員長 垣本 映
副委員長 藤本 浩志
井上 薫
井上 淳
大島 浩幸
垣田 行雄
笠原 康代
河合 恒
後藤 芳一
細野 美奈子
森川 美和
山内 繁
幹事 中山 剛

日本生活支援工学会誌 第24巻 第1号

2024年6月30日 発行

定価 ¥3,000 (会員価格 ¥2,000)

©編集・発行

一般社団法人 日本生活支援工学会
発行人・大野悦子

学会事務局 (2024年7月から)

〒154-8568

東京都世田谷区世田谷 3-11-3

東京医療保健大学 医療保健学部
医療情報学科内

Email : wsat@jswsat.org

印刷・製本 株式会社ソウブン・ドットコム

贊助会員一覧 (12団体)

- フランスペッド株式会社
- 公益財団法人 テクノエイド協会
- リオン株式会社
- 株式会社松永製作所
- パラマウントベッド株式会社
- 株式会社モリトー
- 株式会社マイクロブレイン
- 地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター
- 株式会社 NTT データ経営研究所
- 株式会社プロップ
- 株式会社クリムゾンインタラクティブ・ジャパン
- ベストセレクション株式会社

連携団体一覧 (36団体)

- 一般社団法人 日本機械学会 機械力学・計測制御部門/
バイオエンジニアリング部門/交通・物流部門
- 一般社団法人 日本人間工学会
- 一般社団法人 日本福祉のまちづくり学会
- 一般社団法人 人間生活工学研究センター
- 一般社団法人 日本福祉用具供給協会
- 公益財団法人 共用品推進機構
- 公益財団法人 テクノエイド協会
- 一般財団法人 製品安全協会
- 公益財団法人 豊田理化学研所
- 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会
- 公益財団法人 日産財団
- 一般社団法人 ライフサポート学会
- 一般社団法人 日本義肢装具学会
- 一般社団法人 日本作業療法士協会
- IEEE EMBS Japan Chapter (日本支部)
- 公益財団法人 千葉県産業振興センター
- 一般社団法人 日本ロボット工業会
- 公益社団法人 日本義肢装具士協会
- 公益財団法人 渡邊財団
- 公益社団法人 日本生体医工学会
- 臨床歩行分析研究会
- 一般社団法人 日本車椅子シーティング協会
- バイオメカニズム学会
- 一般社団法人 電子情報通信学会
ヒューマンコミュニケーションズループ
- 一般社団法人 電気学会 電子・情報・システム部門
- 介護工学研究会
- 一般社団法人 日本義肢協会
- 特定非営利活動法人 バイオフィリアリハビリテーション学会
- 公益社団法人 精密工学会 医療福祉工学専門委員会
- 産業技術連携推進会議 医療福祉技術分科会
- 一般財団法人 ニューメディア開発協会
- 一般社団法人 日本福祉用具・生活支援用具協会
- 一般社団法人 日本リハビリテーション工学協会
- ひろしま医療関連産業研究会
- 新潟市障がい者 I T サポートセンター
- 公益社団法人 日本理学療法士協会

2024年5月27日現在

日本生活支援工学会誌投稿規程

(2003年 1月21日改訂,
2005年 8月 9日改訂,
2011年 4月15日改訂,
2013年 4月25日改訂)

日本生活支援工学会では、本学会の目的に基づき、新たな研究成果の発表や会員の意見交換、本学会および関連団体からの情報提供などのため、定期的に学会誌を発行しています。学会誌への投稿は以下に示す規程に従ってください。掲載の可否は査読の結果に基づき、編集委員会の審議により決定します。

1. 投稿資格

著者のうち少なくとも一人は本学会の会員とします。

2. 原稿の種類、内容とページ数

すでに発表した文献や投稿中の文献と同一の内容の原稿の投稿はできません。また、極めて類似した内容の原稿の投稿はできません。投稿について判断に迷う場合には学会事務局まで連絡してください。

(1) 論文（掲載時8ページ以内）

本学会の目的に沿う新しい研究成果を発表するものです。他で未発表であり、記述の客観性、論旨の明確性、内容の有用性と発展性の高いものとします。

論文の区分として**学術論文**と**技術論文**があります。上記に加えて、**学術論文**は創造性、新規性のあるものです。また**技術論文**は設計や開発など具体例に基づくデータや事例・資料です。投稿時に区分を選択してください。

(2) 視点（掲載時4ページ以内）

本学会の目的に貢献し、広く会員全体に有益となる意見を述べたものです。内容の有用性、論旨の明確性の高いものとします。

3. ヒトを対象とした研究倫理に関して

ヒトを対象とする研究はヘルシンキ宣言を遵守し、その精神に基づいて倫理的に行われることが前提です。著者の所属機関に倫理審査委員会が設置されている場合には、委員会の承認を得た研究であることを掲載の条件とし、論文の本文にその旨を明記してください。研究終了後あるいは実験終了後に著者の所属機関において新たに倫理審査委員会が設置された場合には、研究終了後あるいは実験終了後における委員会の承認でも構いません。なお、著者の所属機関に倫理審査委員会が設置されていない場合には投稿は受けますが、編集委員会で協議して、必要があれば著者に説明を求めることがあります。

4. 書式

用いる言語は日本語または英語に限ります。

投稿時は自由書式とします。ただし文字数や図表の大きさなど、査読を受けるにふさわしい配慮をしてください。目安はA4版用紙に、日本語では40字×25行程度、英語ではダブルスペースです。

筆者名および所属は、本文には書かず、別途定める投稿票に記載してください。

掲載決定後は、執筆要綱に定める書式体裁に従ったカメラレディの最終原稿を速やかに提出してください。提出された最終原稿はオフセット印刷にてそのまま掲載されます。

5. 掲載料、別刷り

掲載料：30,000円／超過1ページごとに10,000円

カラーページ、図版のトレースなど、印刷工程上で別途作業を伴うものは実費を請求します。

発行後、掲載誌を10部お送りします。別刷りをご希望の場合は投稿票に記載してください。

6. 著作権

本学会誌に掲載された論文などの著作権は、本学会に帰属します。ただし、第三者から引用申請があった場合など本学会が必要と認めた場合は、本学会が許諾します。

7. 投稿の手続き

(1) 投稿時

投稿原稿（正本1部、コピー2部）、投稿原稿をおさめたディスク1枚、投稿票1部を、学会事務局あてに提出してください。

(2) 掲載決定時

最終原稿1部、最終原稿をおさめたディスク1枚、著作権同意書1部を学会事務局あてに提出してください。

日本生活支援工学会誌執筆要綱

(2003年 1月21日改訂、
2005年 8月 9日改訂、
2017年 4月24日改訂、
2024年 7月 1日改訂)

1. 体裁

用紙はA4版とし、投稿時は自由書式とする。ただし、査読しやすいよう、文字数や図表の大きさに配慮すること。目安は40字×25行とし、字間・行間をあけて印刷する。この目安に従った場合の原稿の長さは、「学術論文」および「技術論文」がおよそ18枚以内、「視点」が8枚以内となる。いずれも著者紹介を含めた長さとする。

英文の場合は、ダブルスペースで印刷すること。

掲載決定後、以下の体裁に合わせ最終原稿を作成する。

2. 表題

和文および英文の両方を記載すること。英文表題は、主要な単語の先頭文字を大文字にする。

例) 電動車いすの開発

Development of a Powered Wheelchair

なお英文での投稿の場合は、和文表題は要しない。

3. 要旨とキーワード

「論文」については、要旨とキーワードを英文でつけること。要旨の語数は150～200語とし、キーワードは5個程度とする。

4. 本文

4.1 見出しの付け方

以下のとおりとする。

- ・章：1.、2. . . . (ゴシック体全角)
- ・節：1.1、1.2 . . . (ゴシック体半角)
- ・項：1.1.1、1.1.2 . . . (ゴシック体半角)
- ・目：1)、2) . . . (明朝体半角)

節、項、目は、全角スペースを1字あけて見出しを書く。英文の場合は、ゴシック体の代わりにArial系、明朝体の代わりにTimes系のフォントを使用し、上記のうち全角指定は不要とする。

4.2 文体

原則として常用漢字、新仮名遣いとし、句読点は「、」と「。」を用いる。段落の開始はスペースを1文字あける。

4.3 単位系

原則としてSI 単位系を用いる。

4.4 用語

学会などで一般に用いられているものを使用する。

5. 図（写真を含む）、表

番号は、図1、表1（英文ではFig. 1、Table 1）のように本文全体での通し番号をつける。番号の後にスペースを1字あけ、個々の図表のタイトルを記載する。

公正な査読のため、大きく明瞭に印刷・焼き付けしたものか、電子ファイルを用意すること。

※学会ホームページ <https://www.jswsat.org/journal/> から投稿の書式テンプレートのダウンロードが可能です
ご利用下さい

6. 引用文献

本文の引用個所の右肩に、出現順に通し番号を¹⁾、^{2,3)}、^{4~5)}のようにつけ、本文末尾に一括して記載する。

引用する文献は、一般に検索可能なものに限り、社内資料、未発表論文、カタログ等は不可とする。

文献の記載は以下のとおりとし、文献名はなるべく略さず、番号以降は段下げすること。

雑誌の場合：

引用番号) 著者名1、著者名2 . . . : 題目、掲載誌、
卷(号)、開始ページ終了ページ、発表年。

単行本の場合：

引用番号) 著者名1、著者名2 . . . : 題目、発行所、
開始ページ終了ページ、発行年。

記載例：

- 1) 藤本浩志、山内繁：新しい生活支援機器の開発、日本生活支援工学会誌、1(1)、10-20、2002.
- 2) 後藤芳一：生活支援と研究開発、○○出版、30-40、2002.
- 3) 斎藤正男：生活支援工学、○○出版、2002.
- 4) Masao SAITO : A Study of a New Assistive Device, Journal of Assistive Technology, 1(1), 10-20, 2002.

7. 著者紹介

著者の紹介は原稿の最後に氏名、略歴、所属学会など200字程度でまとめること。筆頭者は顔写真を掲載すること。共著者は任意であるが、掲載する場合は全員掲載すること。レイアウト例を参考として写真を左端に30×25mmの大きさで貼り付けること。

8. 投稿時の提出物

- ・投稿原稿正本1部、コピー2部
- ・投稿原稿を収めたディスク1枚
原稿ファイル、テキストファイル、使用した図表の電子ファイルを収め、使用した機種（Windows、Macintoshなど）、およびソフト名をラベルに記載すること。
- ・投稿票1部（会員である著者の一人が署名、捺印）

9. 掲載決定後の提出物

- ・最終原稿1部（書式体裁にあわせたもの）
- ・最終原稿を収めたディスク1枚（投稿時と同様の形式）
- ・著作権同意書1部（筆頭著者が署名、捺印）

10. 原稿の提出先

一般社団法人 日本生活支援工学会 事務局

〒154-8568 東京都世田谷区世田谷3-11-3

東京医療保健大学 医療保健学部 医療情報学科内

Email : wsat@jswsat.org

日本生活支援工学会誌投稿票

題名（和文）：_____

（英文）：_____

著者名（必要に応じ欄を増やして下さい）

氏名（和文）_____ 所属（和文）_____

氏名（英文）_____ 所属（英文）_____

氏名（和文）_____ 所属（和文）_____

氏名（英文）_____ 所属（英文）_____

氏名（和文）_____ 所属（和文）_____

氏名（英文）_____ 所属（英文）_____

希望する形式： 学術論文・技術論文・視点（どちらか明示して下さい）

連絡先住所 〒_____

所属_____

氏名_____

電話_____ FAX_____

電子メール_____

原稿枚数 本文_____枚 図表_____枚 その他_____枚

別刷り 要（50部・100部）・不要（どれか明示して下さい）

※料金：8頁まで（50部：10,000円、100部：14,000円）、12頁まで（50部：12,000円、100部：18,000円）

（但しカラーページの場合には別途料金）

ヒトを対象とした研究倫理に関する確認（当てはまるものにチェックしてください）

ヘルシンキ宣言を遵守し、その精神に基づいて倫理的に実施した はい

著者の所属機関に倫理審査委員会が設置されている はい いいえ

著者の所属機関の倫理審査委員会の承認を得て実施した はい いいえ

日本生活支援工学会誌投稿規程に従い、上記を投稿します。

年 月 日

_____ (印)

（著者のうち、本学会の会員である者が署名、捺印すること）

本票は、必要な内容が記載されてあればワープロ等で作成しても構いません。ただし会員の署名・捺印は必須です。

事務局記入欄：受付日； 年 月 日

日本生活支援工学会誌著作権同意書

題名（和文）：_____

（英文）：_____

1. 上記について、日本生活支援工学会誌投稿規程の6. 著作権の項に同意します。
2. 共著者のある場合は、著者全員を代表します。

年 月 日

_____ (印)
(筆頭著者である者が署名、捺印すること)



GRACE CORE MINI MODULE グレイスコア-ミニモ

2023.1 Debut



GRC-50B

メーカー希望小売価格
¥195,800(非課税)



新商品ニュース
グレイスコア - ミニモ

株式会社松永製作所

〒503-1272 岐阜県養老郡養老町大場484

[TEL] 0584-35-1180

<http://matsunaga-w.co.jp>



PARAMOUNT BED



人生にチカラをくれる電動ベッド

INTIME



INTIME1000 GOOD DESIGN

パラマウントベッド 直営店

眠りギャラリー TOKYO

〒104-0031 東京都中央区京橋1-6-1 三井住友海上テブコビル1階

☎ (03) 5250-1515

眠りギャラリー SAPPORO

〒060-0062 札幌市中央区南2条西13-318-11

☎ (011) 219-8800

眠りギャラリー NAGOYA

〒461-0001 名古屋市東区泉1-20-17

☎ (052) 963-6800

眠りギャラリー OSAKA

〒550-0001 大阪市西区土佐堀2-3-33 パラマウントベッド大阪支店内7階

☎ (06) 6443-6565

眠りギャラリー FUKUOKA

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3-14-20

☎ (092) 461-0666